

規制に係る事前評価書

法令の名称	原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案
政策の名称	原子力緊急事態宣言の判断基準となる放射線量等の変更
担当部局	原子力規制庁 原子力防災課長 金子 修一 電話番号:03-5114-2121
評価実施時期	平成25年7月
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、原子力災害が発生した場合に、近隣住民等に対する避難指示等の対応を迅速に行えるよう、原子力災害管理者による異常な事象の通報基準及び原子力緊急事態宣言の判断基準を改める。
内容	原子力緊急事態宣言の判断基準として、原子力災害対策特別措置法施行令第6条で定める放射線量の値を1時間あたり500マイクロシーベルトから1時間あたり5マイクロシーベルトに変更する。また、それに伴い原子力防災管理者が通報しなければならない基準の変更を行う。
関連条項	原子力災害対策特別措置法第10条、第15条、原子力災害対策特別措置法施行令第4条、第6条
必要性	平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、原子力緊急事態宣言の判断基準等を厳格化する必要がある。
費用	
遵守費用	通常時においては新たな費用は発生しないものの、現行の規定による緊急事態宣言の判断基準は超えないが、当該改定により定めた緊急事態宣言の判断基準を超える事象が発生した場合は、近隣住民等の避難等のための費用が新たに発生する。 この場合、近隣住民等が規制を遵守するために負担する費用については、地域、避難経路、発生事象等により異なるため、推計することは困難である。 なお、事業者に対しては、当該改正規定による新たな義務は生じないため、追加の費用は発生しない。
行政費用	通常時においては新たな費用は発生しないものの、現行の規定による緊急事態宣言の判断基準は超えないが、当該改定により定めた緊急事態宣言の判断基準を超える事象が発生した場合は、近隣住民等の避難等が必要である。 この場合、国が負担する費用については、遵守費用と同様に考慮すべき事項が多様であるため推計することは困難である。
その他の費用	新たな負担は発生しない。
便益	原子炉施設において異常が発生した場合に、避難等の予防的防護措置を迅速に行うなど、近隣住民等の放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えることができる。

想定される代替案		
代替案	東京電力株式会社福島第一原子力事故の経験を踏まえた変更であり、代替案は想定されない。	
	費用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
便 益		

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	
<p>費用:通常時においては新たな費用は発生しないが、現行の規定による緊急事態宣言の判断基準は超えないものの、当該改定により定めた緊急事態宣言の判断基準を超える事象が発生した場合は、近隣住民の避難等のための費用が新たに発生する。</p> <p>便益:原子炉施設において異常が発生した場合に、避難等の予防的防護措置を迅速に行うなど、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えることができる。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の経験を踏まえると、近隣住民の健康被害の発生を最小限に抑えるため、原子力緊急事態宣言の判断基準を見直す必要がある。</p> <p>このことを踏まえると、当該改正により新たな費用負担が生じる可能性があるものの、原子力事業所において異常が発生した場合には、迅速な応急措置等の対応がなされ、人の健康に係る被害の発生を防止することができることから、発生する費用負担と得られる便益を比較すると、当該規制は有効であるといえる。</p>	

有識者の見解その他の関連事項	
原子力災害事前対策等に関する検討チームにおいて検討された原子力災害対策指針において、「全面緊急事態」の判断基準として記載されている。	

レビューを行う時期又は条件	
新たに得られた知見や、把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うこととする。	

備 考	